

## 【国際研修・共同研究】

### ラオス 法の支配発展促進プロジェクト 「民事判決書起案能力向上」本邦研修

国際協力部教官

坂本達也

#### 第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）ラオス法整備支援プロジェクトに関し、令和5年4月20日（木）から同月28日（金）まで（移動日含む）、ラオスの最高人民裁判所裁判官を含む19名の研修参加者を日本に招き、「民事判決書起案能力向上」本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

#### 第2 本研修の背景及び目的

- 1 ラオスでは、平成30年7月から令和5年7月まで「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「前プロジェクト」という。）が実施されていた。前プロジェクトでは、これまでのプロジェクトの成果を土台として、引き続き、関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）をラオス側の実施機関とし、ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の構築・研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに、持続的な活動実施を具体化し、かつ、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付けることを目標としており、本目標を達成するために挙げるべき成果の一つとして、民事法分野の実務運用上の問題点の分析・検討が行われ、それを基にした執務参考資料が作成・活用され、実務家の民事訴訟の実務運用等の理解が促進されることを目指していた。
- 2 民事法分野の活動については、前プロジェクトで設置されたサブワーキンググループ（SWG）の一つである民事関連法SWGが、民事法分野の実務運用に関する執務参考資料として、2006年にJICAプロジェクトで作成された民事判決書マニュアルの改訂を行っていた。ラオスでは、従前から当事者の不意打ちとなるような民事判決の存在が指摘されており、2012年には民事訴訟法改正により、当事者主義的な規定や争点整理の規定が導入された。これら諸規定の導入やそれに伴う実務運用の変更を踏まえ、民事判決書マニュアルの改訂に当たっては、同マニュアルを分かりやすい民事判決書を作成する指針とすべく議論を重ね、その成果として、改訂後の同マニュアルにおいては、民事判決書の「裁判所の判断の部」の冒頭に当該事件の争点を特定して記載することとされた。

本研修は、民事判決書マニュアルの改訂が概ね完成し、改訂した同マニュアルの普及活動の準備中に実施されたところ、同マニュアルの最も重要かつ実質的な改訂点であり普及活動においてもSWGのメンバーによるラオス側関係者への周知が求められる、争点に対する理解を深めることを主たる目的とした。具体的には、民事判決書マニュアルの重要な改訂点である争点に対する理解を深め、争点及び判断過程を明示した分かりやすい判決書を作成する能力を向上させるとともに、その前提となる争点中心型審理の実現に向けた問題意識の醸成を図るために実施したものである。

本研修の参加者は、民事関連法SWGのメンバー（裁判官、検察官、司法省職員、国立大学教員及び弁護士）であり別添1のとおりである。また、本研修の日程は別添2のとおりである。



集合写真（法曹会館）

### 第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

#### 1 日本の民事第一審判決書に関する講義

講義「日本の民事第一審判決書」では、当職が、民事判決書のサンプルを用いて、日本の判決書様式と争点中心型審理について紹介し、本研修の導入となる講義とした。

研修参加者からは、主張・証拠の提出方法、期日の進め方、争点整理手続の進行等の訴訟追行に関する質問が多くなされたほか、判決書のサンプルにも興味を持っていただき、その記載事項に関する質問も数多くなされた。

#### 2 民事判決書マニュアル改訂のポイントと今後の課題に関する講義・意見交換

講義・意見交換「判決書マニュアル改訂のポイントと今後の課題」では、前ラオスJICA長期派遣専門家であり、研修参加者とともに民事判決書マニュアルの改訂に長期間携わった鈴木一子弁護士を講師に迎え、同マニュアルの改訂のポイントと今後の普及活動における課題を整理して説明していただいた。判決書における争点の記載

方法につき、同マニュアル添付の判決書記載例を用いて説明していただき、普及活動を控える研修参加者のお手本となる内容であった。

研修参加者からは、争点が複数ある事例ではどのように争点を判決書に記載すればよいかといった実務的な質問に加え、判決書記載例の事案や説明方法に関する具体的な質問がなされるなど、実際の普及活動を意識した議論がなされた。

### 3 争点整理に関する講義・意見交換

講義・意見交換「争点整理」では、大阪大学大学院高等司法研究科教授である高原知明教授を講師に迎え、高原教授作成の事例を用いて、裁判官として当事者の主張や証拠をどのように整理するかを議論・検討した。高原教授作成の事例は、建物が土地の構成部分であるかというラオス民法上の重要論点の解釈を前提とし、訴状受理、事件調査、判決言渡の各手続段階における争点整理上の課題を検討させるものであり、非常に有益なものであった。

研修参加者は、実体法の条文やその解釈を前提とした争点整理の進め方について高原教授と議論しながら理解を深めており、例えば、ラオスの訴訟実務では当事者及びこれに準ずる立場として訴訟手続に関与する機会が広く与えられ、これが訴訟手続を遅延させる一因となっているが、実体法の条文やその解釈、強制執行の実効性等を考慮して訴訟手続に関与させる主体を実質的に検討すべきであることについても認識を新たにしたようであった。



鈴木一子弁護士による講義の様子(左)



高原知明教授による講義の様子(右)

### 4 事例研究

講義・意見交換「事例研究」では、鈴木一子弁護士に加え、JICAラオス法整備支援プロジェクトの国内支援委員会委員である志賀剛一弁護士を講師に迎え、従前のラオス法整備支援プロジェクトで作成した模擬事件記録教材を用いた事例研究を実施した。

本事例研究に先立って、研修参加者に対し、模擬事件記録教材の事案を分析するためのヒントとして事前課題を出題し、これに対する回答を提出してもらった。事前課題を出題するに当たっては、当職が簡単な言い分方式の事例を用いて争点の特定に関

する導入講義（オンライン）を行うなど研修参加者の理解を深めるための工夫をした。

事例研究においては、研修参加者と双方向的に議論しながら、請求、請求権、主要事実、認否、争点を順次確認し、争点を特定するに至る分析的な思考過程をトレースした。議論を進めるにあたっては、研修参加者が提出した事前課題の回答を分析・評価した結果を踏まえ、先生方に適切に議論をリードしていただいた。事案分析のための思考方法は一朝一夕で身につくものではないものの、研修参加者はその有用性について実感した様子であった。

## 5 東京地方裁判所への訪問

東京地方裁判所への訪問では、裁判傍聴、施設見学（ラウンド法廷、弁論準備手続室の見学を含む。）を行った後、民事部の裁判官から日本の争点整理手続の進め方について概要の説明を受けた。

研修参加者からは、平均審理期間、本人訴訟における審理の在り方、単独体と合議体の振り分け基準、単独体での審理における隘路などについて質問が出されるなど、日本の訴訟実務に大きな関心を持った様子であった。

## 6 普及活動に関する研修参加者の発表・意見交換

研修の最後には、本研修で学んだ成果を確認する場として、研修参加者から、民事判決書マニュアルの普及活動において伝えるべき内容・方法についてグループに分かれて検討・発表してもらい、これに基づく議論を行った。

研修参加者からは、改訂した判決書マニュアルの概要、各章の重要な改訂点を伝えることは当然ながら、その方法として、判決書記載例を用いて説明すべきである、争点概念は一般のラオスの法曹になじみがないものであるから特に時間を設けて説明すべきであるなどの意見が述べられた。説明の内容も的を射た内容となっており、本研修の成果を実感することができた。



事例研究の様子（左）



ラオス側発表の様子（右）

#### 第4 おわりに

争点を明示した分かりやすい判決書を作成するためには、事案を正しく分析する必要があり、そのためには請求、請求権、主要事実、認否を把握する必要があるという点につき、研修参加者は、講義や事例の検討を通じて一定の理解を得た。本研修から本稿作成までの間に実施された民事関連法SWGの普及活動においても、研修参加者が、判決書記載例を用いて争点の記載方法を説明したり、当職が実施した導入講義の事例を用いて争点の意義やその特定方法を説明したりするなど、本研修で得た成果を十分に活用していた。

前プロジェクトにおいては、民事訴訟法の改正を踏まえて民事判決書マニュアルを改訂し、判決書様式に争点の記載を導入したものであるが、そのインパクトは単なる判決書様式の変更にとどまらない。判決書と審理は表裏一体の関係にあり、判決書の在り方が変われば審理の在り方も変容する可能性がある。判決書様式に争点の記載が導入されたことは、ラオスの民事訴訟の大きな問題点である不意打ち判決をなくすことへの処方箋となる可能性がある。前プロジェクトのインパクトを最大化するためにも、争点中心型審理の実現に向けた問題意識の醸成は必要不可欠であり、ラオスの法・司法の中核人材たる研修参加者が、本研修を通じて、こうした可能性について自覚を持つことができたのであれば、将来のラオスの民事訴訟の改善に向けて種を播くことができたといえる。

最後に、本研修で講師やモデレーターを務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた各機関の担当者の方々、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心よりお礼を申し上げます。

## ラオス判決書起案能力向上令和5年度本邦研修

1	<b>チャンタリー・ドゥアンヴィライ</b>
	<b>Mr. Chanthaly DOUANGVILAY</b>
	最高人民裁判所上級裁判官（最高裁長官補佐職、元最高裁民事部長）
	Senior Judge, PSC
2	<b>シーサワット・スイケオミサイ</b>
	<b>Mr. Sysavath SOUIKEOMIXAY</b>
	最高人民裁判所裁判官(3級)
	Judge Class 3, PSC
3	<b>アヌソーン・スリヤー</b>
	<b>Mr. Anousone SOULIYA</b>
	中部高等人民裁判所商事部副部長、裁判官(3級)
	Judge Class 3, Deputy Head of Commerce Chamber, the People's Central High Court, PSC
4	<b>スパン・ムアンパーチャン</b>
	<b>Mr. Soubanh MEUANPHACHANH</b>
	ヴィエンチャン首都人民裁判所行政部裁判官(3級)
	Judge Class 3, the People's Vientiane Capital Court, PSC
5	<b>ポーンティダ・ペンサワート</b>
	<b>Mr. Phonethida PHENGSAVATH</b>
	ヴィエンチャン首都人民裁判所行政部裁判官(1級)
	Judge Class 1, the People's Vientiane Capital Court, PSC
6	<b>ドゥアンマニー・ラオマオ</b>
	<b>Ms. Douangmany LAOMAO</b>
	司法省経済紛争解決センター所長
	Director General of Economic Dispute Resolution Center, MOJ
7	<b>ビーワン・チョンチャー</b>
	<b>Mr. Bivang CHONGCHER</b>
	司法省経済紛争解決センター副所長
	Deputy Director General of Economic Dispute Resolution Center, MOJ
8	<b>シースラン・チャンダー</b>
	<b>Mr. Sisoulanh CHANDA</b>
	司法省国立司法研修所ルアンパバーン支部情報教育品質保証セクション長
	Head of Information and Education Quality Assurance Section, National Institute of Justice Luang Prabang, MOJ
9	<b>ブアリー・ペットミサイ</b>
	<b>Mr. Boualy PHETMIXAY</b>
	最高人民検察院民事事件検討局局長、検事I
	Director General of the Civil Inspection Department, OSPP
10	<b>ブンマー・ドゥアンマラシン</b>
	<b>Mr. Bounma DUANGMALASINH</b>
	最高人民検察院一般検査局局長代理
	Director General of General Inspection Department, OSPP

11	<b>ラッタナポーン・パパックディー</b>
	<b>Ms. Lattanaphone PHAPHAKDY</b>
	最高人民検察院検査局副局長、検事II Deputy Director General of Inspection Department, OSPP
12	<b>スニカ・サナパイ</b>
	<b>Mr. Sounica SANAPHAI</b>
	最高人民検察院国際協力課副課長、検事III Prosecutor III, Vice Head of International Cooperation Division, OSPP
13	<b>マノパパー・シスラート</b>
	<b>Ms. Manopapha SISOULATH</b>
	最高人民検察院計画国際協力局職員 Technical Official of the Planning and International Cooperation Department, OSPP
14	<b>センドウアン・スワンナヴォン</b>
	<b>Ms. Sengdeuan SUVANNAVONG</b>
	ヴィエンチャン首都人民検察院民事事件検討セクション職員 Technical Official of Civil Inspection Section of the Office of the People's Prosecutor of Vientiane Capital, OSPP
15	<b>パイマニー・サイヴォンサ</b>
	<b>Ms. Phaymany SAYVONGSA</b>
	ラオス国立大学法政治学部経済法学科長 Director of Economic Law Department, FLP
16	<b>ケオサイチョン・サイスワンナヴォン</b>
	<b>Mr. Keosaychong SAYSOUVANNAVONG</b>
	ラオス国立大学法政治学部国際関係学科長 Head of International Relations Law Department, FLP
17	<b>ブントウン・シートンケオチャンパー</b>
	<b>Mr. Bountheung SYTHONKEOCHAMPA</b>
	ラオス国立大学法政治学部総務課長 Head of General Administration Division, FLP
18	<b>ソムパワン・シーハラート</b>
	<b>Mr. Somphavanh SIHALATH</b>
	ラオス国立大学法政治学部行政法学科長 Head of Administrative Law Division, FLP
19	<b>スワンノー・ソー・パップミサイ</b>
	<b>Mr. Souvanno S.PHABMIXAY</b>
	ラオス弁護士会弁護士 Lawyer, Lao Bar Association, LBA

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 後藤 圭介(GOTO Keisuke)、坂本 達也(SAKAMOTO Tatsuya)

国際専門官 / Administrative Staff 飯澤 聖愛(IIZAWA Miei)、中嶋 勇葵(NAKAJIMA Yuki)

ラオス判決書起案能力向上 令和5年度本邦研修日程表  
 【令和5年4月20日（木）～4月28日（金）（移動日を含む。）】

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
4 20	木	【入国】 成田空港着			JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 21	金	9:30 JICA村エンターション 12:15 JICA東京国際センター(TIC)		14:00 国際協力部オリエン テーション 15:00 【講義と意見交換】 坂本教官 「日本の民事第一審判決書」 17:15 JICA東京国際センター(TIC)	JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 22	土				JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 23	日				JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 24	月	10:00 【講義・意見交換】 鈴木一子弁護士 『判決書マニュアル改訂のポイントと今後の課題』 12:15 JICA東京国際センター(TIC)		14:00 【講義・意見交換】 高原知明教授 『争点整理手続』 17:00 JICA東京国際センター(TIC)	ICCLC懇親会 JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 25	火	9:30 【講義・意見交換】 志賀剛一弁護士、鈴木一子弁護士 『事例研究』 12:10 JICA東京国際センター(TIC)		13:30 【講義・意見交換】 志賀剛一弁護士、鈴木一子弁護士 『事例研究』 16:10 JICA東京国際センター(TIC)	JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 26	水	9:40 東京地方裁判所訪問 12:10 東京地方裁判所	12:30 【意見交換会・写真撮影】 上富所長、内藤部長 法曹会館・赤れんが	14:30 15:00 【ラオス側発表準備】 JICA東京国際センター(TIC)	JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 27	木	10:00 【ラオス側発表と意見交換】 『普及活動で伝えるべきポイントについて』 12:00 JICA東京国際センター(TIC)		14:00 【総括質疑】 15:30 17:20 評価会・修了式 JICA東京国際センター(TIC)	JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 28	金	【出国】 成田空港発			